# 欧米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向

#### アメリカ合衆国(United States of America) 第1節

# 労働施策

(参考) 1ドル=108.98円 (2020年期中平均)

新型コロナウイルス感染拡大を受け、有給病気休 暇・育児休暇の付与や失業給付の給付及び対象者の拡 大が臨時措置として実施された。

産業承認養成訓練制度について、実施に必要な規則 が2020年3月に施行され、5月には第三者機関の適 格認定が開始された。

# 

2019年の米国の実質GDP成長率は2.2%となってい る。新型コロナウイルス感染拡大の影響により2020年 第1、2四半期はマイナス成長となり、特に第2四半期 はマイナス31.4%となったが、第3四半期はその反動 で33.4%のプラス成長となっている。

# 

# (1) 雇用・失業情勢

失業率は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で 2020年第2四半期に急激に悪化した。その後は改善傾 向を示している。

# (2) 一般雇用対策等

#### イ 概要

基本的に州において行われており、各州の労働担当部 局<sup>1</sup>が所掌している。連邦政府の主要な役割は、連邦法 に基づく指示・監督、連邦助成金予算の配分、技術的援 助であり、連邦労働省(Department of Labor)が担 当している。連邦労働省雇用訓練局(Employment and Training Administration: ETA) が雇用及び職業 訓練に係る政策・法令を所掌している。

表 1-1-1 実質 GDP 成長率

												(%)				
年	2015 2016 2017	2018			2019				2020							
四半期	2013	2010	2017	2017	2017	2017	2017   2018	7   2016		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3
実質GDP成長率	3.1	1.7	2.3	3.0	2.2	2.9	1.5	2.6	2.4	-5.0	-31.4	33.4				

資料出所:連邦商務省経済分析局(BEA)ホームページ

注:四半期の数字は季節調整値、前期比年率

表 1-1-2 雇用・失業の動向

Q3	Q4
160,327	160,607
146,199	149,769
14,128	10,838
8.8	6.7
8.6	6.9
9.1	6.6

(千人、%)

玉

Ε П

	年	2015	2016	2017	2010	2018 2019		2010				
	四半期	2013	2010	2017	2010			Q1	Q2	Q3	Q4	
労債	動力人口	157,130	159,187	160,320	162,075	163,539	160,742	163,875	158,158	160,327	160,607	
就美	<b>美者数</b>	148,834	151,436	153,337	155,761	157,538	147,795	157,642	137,565	146,199	149,769	
失美	<b>美者数</b>	8,296	7,751	6,982	6,314	6,001	12,947	6,232	20,594	14,128	10,838	
失美	<b>美</b> 率	5.3	4.9	4.4	3.9	3.7	8.1	3.8	13.0	8.8	6.7	
	男性	5.4	4.9	4.4	3.9	3.7	7.8	3.8	12.1	8.6	6.9	
	女性	5.2	4.8	4.3	3.8	3.6	8.3	3.8	14.1	9.1	6.6	
	16~19歳	16.9	15.7	14.0	12.9	12.7	17.9	12.7	28.1	17.2	14.7	
	20~24歳	9.7	8.4	7.4	6.9	6.7	13.7	7.1	22.7	14.9	10.9	

資料出所:連邦労働省労働統計局 (BLS) "Current Population Survey"

注:四半期の数字は季節調整値。

<sup>■1)</sup> 名称はDepartment of Labor、Department of Labor & Workforce Development、Department of Employment Security などがある。



1933年制定のワグナー・ペイザー法(Wagner-Peyser Act)により、全国職業サービス制度を全米に設置する ことが規定されている。また、労働力革新・機会法 (Workforce Innovation and Opportunity Act: WIOA) に基 づき、各州・各地域において労働力開発委員会(Workforce Development Board: WDB)<sup>2</sup> が創設されると ともに、求職者が1か所で、職業紹介、失業保険、教育 ・職業訓練情報、貧困家庭一時扶助 (TANF)<sup>3</sup> などの サービスを受けられるワンストップ・センター (Onestop Center)<sup>4</sup> について、連邦政府の指導のもと各州 で整備が進められ、全国で2.365か所(2020年12月 現在)運営されている。このうち、すべてのサービスが 提供される総合型(Comprehensive)は1,360か所、 一部のサービスが提供される提携型 (Affiliate) は 1.005か所である。職員は州労働省の公務員、州政府の 他部門の職員や訓練機関関係者、民間従業者などにより

構成されている。ワンストップ・センターの運営は WDBから委託を受けた機関が行っている場合もある。

ワンストップ・センターの提供する雇用促進に関するサービスとしては、キャリアサービス (career services) と職業訓練があり、必要に応じキャリアサービスを経ずに職業訓練を受けさせることが可能とされている。

ワンストップ・センターの運営財源は一次的には州の 財源によるが、連邦政府は各州に対し、ワグナー・ペイ ザー法に基づき運営について助成金を支給している。

# □ 雇用機会税控除(Work Opportunity Tax Credit: WOTC)

就業が困難な集団に属する求職者を雇い入れた雇用主に対し、法人税の控除を行う制度である。表 1-1-3 に示す集団のいずれかに属する者を 2025 年 12 月末まで6 に

表 1-1-3 雇用機会税控除 (WOTC) による税控除額

			年間の党	労働時間	
			400 時間以上	120時間以上400時間未満	
(人) 盆田完成	時十時 (TANE) の目期系統之 (10か日) 連結る系統第7	1年目	10,000ドルまでの賃金の40%	10,000ドルまでの賃金の25%	
(イ) 貧困家庭-	ー時扶助(TANF)の長期受給者(18か月連続で受給等) <sup>/</sup>	2年目	10,000ドルまでの賃金の50%	なし	
(口) 過去18か	月中9か月以上貧困家庭一時扶助を受給	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%	
	a 補足的栄養支援 (SNAP) <sup>8</sup> の受給者	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%	
	b 軍務中に障害を負い退役1年以内	1年目	12,000ドルまでの賃金の40%	12,000ドルまでの賃金の25%	
(ハ) 退役軍人	c 軍務中に障害を負い過去1年で6か月以上失業	1年目	24,000ドルまでの賃金の40%	24,000ドルまでの賃金の25%	
	d 過去1年で4週間以上6か月以内失業	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%	
	e 過去1年で6か月以上失業	1年目	14,000ドルまでの賃金の40%	14,000ドルまでの賃金の25%	
(二) 元重罪犯,	ζ	1年目			
(木) 18~39歳	で指定地域 <sup>9</sup> に住む者	1年目	6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%	
(へ) 障害があり	り、当局認定のリハビリプログラムの修了者	1年目			
(ト) 16・17歳	で指定地域に住み、夏期に働く者	1年目	3,000ドルまでの賃金の40%	3,000ドルまでの賃金の25%	
(チ) 18~39歳で補足的栄養支援 (SNAP) の受給者		1年目			
(リ) 補足的所得保障 (SSI) の受給者			6,000ドルまでの賃金の40%	6,000ドルまでの賃金の25%	
(ヌ) 失業保険	受給者又は受給していた者で27週以上失業	1年目			

資料出所:内国歳入庁及び連邦労働省の資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

<sup>■2) 1998</sup>年労働力投資法では労働力投資委員会(Workforce Investment Board: WIB)と呼ばれていた組織で、各地域のWDBは各州に設置された WDBが策定した就職支援、職業訓練計画に基づき各地域に応じたプログラムの管理運営を行う。WDBの構成は事業主が過半数を占めること、委員長を事業主側から選ぶこと、委員の20%を労働者の代表とすることとされている。

<sup>■3)</sup> 貧困家庭一時扶助(TANF)は児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う制度である。詳しくは社会保障施策の4を参照のこと。

<sup>■4)</sup> 呼称は、州によってワンストップ・センター、Employment Office、Job Center など様々である。連邦労働省は2012年6月以降、American Job Center の名称を用いるよう各州に呼びかけている。

<sup>■5)</sup> キャリアサービスには求職・就職支援(キャリア・カウンセリングを含む)、労働市場の情報提供(求人状況、就職に有利な技能、地域・国の雇用動向)、利用者の技能及びニーズについての予備的・総合的アセスメント、利用可能なサービスの情報提供、個人別雇用プランの策定、グループ及び個人カウンセリング、ケースマネジメント、短期の職業準備サービス、就職後の若干のフォローアップサービスなどがある。

<sup>■6) 2020</sup>年12月末までの措置とされていたが、2021年統合予算法 (Consolidated Appropriations Act, 2021) により5年間延長された。

<sup>■7)</sup> ①雇用日 (hiring date) まで18か月間連続で受給していた、②延べ18か月間受給していて、延べ期間が18か月に到達した日から雇用日までの期間が2年に満たない、③雇用日までの2年間までに州法又は連邦法で定めるTANFの受給期間を使い切った、のいずれかに該当する者。

<sup>■8)</sup> 補足的栄養支援事業 (SNAP) は、2008年以前は食料スタンプと呼ばれていた制度で、連邦政府が低所得者世帯に対し食料購入の補助を行う制度である。詳しくは社会保障施策の4を参照のこと。

<sup>■9)</sup> エンパワーメント・ゾーン(Empowerment Zone: 補助金と税制上の優遇措置をインセンティブとして民間資金の導入を図り、衰退したコミュニティーを活性化させ雇用を創出することを目的として指定された地域)又は農村部再生郡(Rural Renewal County)として指定された地域。

# [欧米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(米国)]

雇い入れた雇用主が対象である。なお、いずれの場合 も、家族従業員や過去に従業員であった者は対象外であ る。

# (3) 若年者雇用対策

# イ ジョブ・コア (Job Corps)

社会的に不利な立場にある青少年等に対し合宿訓練を 実施し、規律と技能・知識を習得させつつ、教育・職業 訓練を実施するプログラムである。2020年3月現在、 全国123か所で実施されており、一部は国立公園など の「自然保護」を担う職業従事者養成センターとして連 邦農務省林野部が運営、そのほかは連邦労働省から民間 企業等が受託して運営している。①16~24歳であ る10、②低所得である、③教育及び雇用に際し、学校を 中退した、家出した、里子であるなどの不利な立場にあ る、ことを満たす場合入所が可能となる。

ジョブ・コア・プログラムに参加する者は、基本的に 寮に宿泊しながら基礎的な学習や職業訓練を受ける。受 講者にはキャリア開発サービスシステム (Career Development Services System: CDSS) 11 を用いて各参 加者個人に応じた教育・訓練プログラムが提供される。 滞在期間は最大2年で、平均1年程度であり、受講費用 は居住費・食費等を含め無料である。

# ロ 労働力革新・機会法若年プログラム (WIOA Youth Formula Program)

ワンストップ・センターと連携した地方公共団体等で 実施される。①14歳から21歳の学生、②16歳から 24歳で通学していない者、に該当しかつ読み書き能力 が低い若者といった、就職が困難な者のニーズに沿っ た、各種の就職や進学のための支援に対して、連邦政府 が助成金を提供するプログラムである。プログラムの内 容は各地域の労働力開発委員会(WDB)が決めるた め、各地域によって異なる。

## ハ ユース・ビルド (Youth Build)

16歳から24歳の高校を中退した若者に対し地域レ ベルで行われている職業訓練で、修了後就業、登録養成 訓練などのさらなる訓練受講を目指すプログラム。連邦 労働省の予算により実施されている。

# 二 高校生向け養成訓練 (High School Apprenticeships)12

16歳以上の高校生に対し、学校に通いながら養成訓 練を受けることができる若年者向け養成訓練プログラム が地域レベルで実施されている。高校での座学<sup>13</sup>と職場 でのOJTから構成されており、プログラム内容は高校、 コミュニティー・カレッジやカレッジ、事業主が共同で 決定する。

# (4) 高齢者雇用対策(高齢者地域社会サービス雇用事業 (Senior Community Service Employment Program: SCSEP))

1965年米国高齢者法第5編(Title V of the Older Americans Act of 1965) に基づくプログラムで、 州・地方政府や連邦労働省から指定を受けた非営利団体 が、①55歳以上で失業しており、②世帯所得が連邦貧 困ガイドライン14の125%を超えない者を雇い入れる。

<sup>■10) 22</sup>歳~24歳の割合は全体の20%以下とするものとされている。また、障害者であれば年齢制限は課せられない。

<sup>■11)</sup> キャリア開発サービスシステムは、以下の四つの段階から構成される。

<sup>·</sup>入所段階(Outreach Admission: OA)

ジョブ・コアに関する情報収集、入所申請、審査を経て入所後、キャリアのゴールを判断・設定し、受けられる職業訓練についての知識を得る。

<sup>・</sup>キャリア準備段階 (Career Preparation Period: CPP)

入所後、職業検索、ITの基本知識、自己啓発などについて基本的なスキルを身に付け、自分の価値観や興味を発見し、スタッフの支援を受け、 「個人キャリア開発プラン」(Personal Career Development Plan: PCDP) を作成し、今後受ける教育と職業訓練を選択する。

<sup>・</sup>キャリア開発段階(Career Development Period: CDP)

教育プログラムや職業訓練カリキュラムについて説明と指導を受けるとともに、対人コミュニケーション、問題解決能力、社会及び個人マネジ メント能力に関しても指導を受ける。

<sup>・</sup>キャリア移行段階 (Career Transition Period: CTP)

スタッフなどが、入所生の就職支援を行うとともに住宅など就職に必要なものについても調整を行う。

<sup>■12)</sup> 登録養成訓練制度については2(7) 八を参照。

<sup>■13) 2017</sup>年1月に連邦労働省及び連邦教育省が公表した高校生のための登録養成訓練に関する枠組みでは、高校での座学は単位として認められるこ ととされている。

<sup>■14)</sup> 連邦貧困ガイドライン(Poverty Guidelines)とは、行政上使う指標として、連邦保健福祉省が連邦貧困基準(Poverty Thresholds: 商務省セ ンサス局が統計上貧困者を把握するために使用している)をもとに世帯人数ごとに毎年決めているもので、2020年においては3人世帯の場合年 21,720ドル(アラスカ、ハワイを除く48州及びワシントンD.C.における水準)。連邦貧困ガイドラインと連邦貧困基準の詳細については、保健 福祉省ホームページ(http://aspe.hhs.gov/poverty/faq.shtml)を参照のこと。



パートタイムの就業体験とOJTの機会を提供することで、一般の雇用に結びつけることを目的としている。

参加者は、平均で週20時間、非営利団体や公共機関で訓練活動として福祉サービスの提供、環境美化、自然保護などの地域サービスに従事する。参加者には最低賃金<sup>15</sup>が支払われる。当該高齢者を雇い入れた州政府や非営利団体等に対しては、このプログラムを実施するための経費が連邦政府から助成される。

# (5) 障害者雇用対策

1973年リハビリテーション法(Rehabilitation Act of 1973)に基づき、各州は、州政府内に職業リハビリテーション局(vocational rehabilitation(VR)agency)を設置しており、教育省リハビリテーションサービス部(Rehabilitation Services Administration)から財政支援が行われている。州によりその形態は様々だが、通常、ワンストップ・センターを訪れた求職者は、リハビリテーションサービスの利用条件に当てはまれば各州の職業リハビリテーション局に紹介されることとなっている。

1990年障害を持つ米国人法(Americans with Disabilities Act of 1990)では、使用者が、障害を持つ資格要件を満たす者(qualified individual)に対し、障害を理由とする一切の雇用上の差別を禁止している。一方、障害者の雇用の義務づけはないが、1973年リハビリテーション法第503条関係規則では、連邦政府契約業者について、労働者の職種ごとに障害者が7%を占めることを目標とすることが定められている。

また、労働力革新・機会法により、各州の職業リハビリテーション局に対し、「就職前移行サービス(pre-employment transition services)」を障害のあるすべての学生に提供することが求められている $^{16}$ 。

#### (6) 失業保険制度等

#### イ 失業保険制度

連邦失業税法(Federal Unemployment Tax Act)のもと、各州が同法で定められた一定の要件に基づいて独自のプログラムを管理運営している。連邦政府のガイドラインに沿っていることもあり、給付の対象者、給付期間、給付額等の基本的な項目について、各州最低限の水準が確保されている。なお、連邦政府職員、軍人、鉄道従業員については連邦政府等が運営する失業保険制度の適用を受ける<sup>17</sup>。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、給付期間が時限 的に延長されている。詳細は5(1)を参照。

給付に際しては、各州とも、一般的にはインターネット又は電話で申請することができる。なお、現在居住している州と異なる州で働いていた場合には、働いていた州(失業保険税が納税されていた州)に対し、受給申請を行い<sup>18</sup>、働いていた州の規定に基づき支給されることになる。

# □ 時間短縮補償 (Short-Time Compensation: STC)

26州の失業保険制度において実施されている。事業主がレイオフに代わり従業員の全員または一部について労働時間を短縮する旨、州政府に届出を行った場合、医療・退職給付を維持することを条件に、労働時間を短縮した割合(州により異なるが、通常の労働時間の10~60%の範囲内)に応じて失業給付を一部支払うという制度である。給付期間は州により異なり、最大で26週、52週等としている州が多い。

# ハ 貿易調整支援 (Trade Adjustment Assistance: TAA)

外国からの輸入増加又は製造現場の海外への移転の影響で失業した労働者や企業に対する支援制度である。連邦労働省が所管する労働者向け支援<sup>19</sup>は、1974年貿易

<sup>■15)</sup> 連邦最低賃金または州最低賃金のいずれか高い額が支払われる。(最低賃金の詳細は3(2)参照)

<sup>■16)</sup>各州は、1973年リハビリテーション法に基づく連邦政府からの財政支援の15%以上を就職前移行サービスに割り当てることとされている。同サービスではすべての障害のある若者に対し、キャリア探索カウンセリングや仕事に基づいた学習体験(work-based learning experiences)などが提供されている。

<sup>■17)</sup> 連邦政府職員については連邦文官失業保険 (Unemployment Compensation for Federal Civilian Employees: UCFE)、軍人については退役 軍人失業保険 (Unemployment Compensation for Ex-Service Members: UCX)、鉄道従業員については鉄道退職者委員会 (Railroad Retirement Board) が運営する失業保険制度の適用を受ける。

<sup>■18)</sup> 連邦失業税法Sec. 3004において、州の失業保険制度が労働長官の認可を得る条件として、他の州に居住していることを事由として失業給付を 拒否又は減額してはならない、とされている。

<sup>■19)</sup> 貿易調整支援 (TAA) には労働省が所管する労働者向け支援以外にも、商務省が所管する企業向け支援 (Trade Adjustment Assistance for Firms)、地域向け支援 (Community Trade Adjustment Assistance) と農務省が所管する農家向け支援 (Trade Adjustment Assistance for Farmers) がある。

玉

# [欧米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(米国)]

法(Trade Act of 1974)に基づく制度で、2011年貿易調整支援延長法(Trade Adjustment Assistance Extension Act of 2011)の規定により支給されている $^{20}$ 。

貿易調整支援(TAA)を受けるためには、2段階の認定を受ける必要がある。1段階目は労働者の集団がTAAの対象に該当するかどうかの集団認定であり、連邦労働省が認定を行う。2段階目はTAAの対象に該当

# 表 1-1-4 失業保険制度

名称		失業保険 (Unemployed Insurance)						
根拠法		連邦失業税法 (Federal Unemployment Tax Act)、社会保障法 (Social Security Act) 第3編・第9編・第12編及び各州法						
運営主体		州政府が主体となって運営し、連邦労働省雇用訓練局 (Employment and Training Administration) が監督を行っている。						
被保険者資格		●対象事業主: 州により異なるが、連邦失業税の対象となる者は州の失業保険税を支払うことにより、原則として連邦失業税の5.4%分が控除されるため、多くの州では連邦失業税の対象事業主(①当該年又は前年のいずれかの四半期に合計1,500ドル以上の賃金を支払ったか、②1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主)を州の失業保険制度の対象事業主としている。なお、連邦失業税法では、州・地方政府、一部の非営利団体(内国歳入法Sec.503(c)にて規定されている連邦法人所得税の免税・寄付税制上の優遇措置などの対象となる免税(Exempted)非営利公益法人)、インディアンの部族等を州失業保険制度の対象とすることを義務付けている。 ●対象労働者: 州の失業保険税を支払っている事業主に雇われている者で、大部分の州で役員も含む。入職時の「被保険者」届出等は特になく、受給要件に事後的に該当すれば受給できる。						
被保険者期間等受給要件		州ごとに異なる。一般的には離職前直近5四半期中最初の4四半期間の算定期間中、2四半期について賃金の支払いを受けており、賃金が一定額以上等の要件を満たすこととされている。期間の条件については、多くの州で、直近4四半期間など、別の算定期間内で一定の雇用期間及び賃金の支払いがあれば受給を認めている。 州が設定している賃金等の条件としては、大きく分けて以下の4種類がある。①算定期間中最も高い賃金を得た四半期の賃金(High-Quarter Wages: HOW)が一定額以上であり、かつ算定期間の総賃金がHOWの一定倍率(1.5倍の州が多い)以上であること、②算定期間中の総賃金が週当たり給付額の一定倍以上であること、③算定期間中の総賃金が一定額以上であること、④労働時間が一定時間以上であること(ワシントン州のみ)。						
	離職理由	懲戒解雇又は自己都合でないこと。ただし、自己都合であっても正当な理由があると認められれば受給が認められる。						
	その他	求職の能力及び意欲があること。						
給付期間、水準		●給付期間: 特に連邦法上での定めはなく、州ごとに上限は12週~26週と異なるが、大部分の州で26週を上限としている。失業率が一定水準より高い場合には延長給付(extended benefits)が13週間又は20週間追加で支給されることとされている。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、特別措置としてパンデミック緊急失業補償(Pandemic Emergency Unemployment Compensation:PEUC)が実施されており、2021年3月14日までの措置として失業給付の通常給付を使い果たした者を対象に24週間の追加給付が行われる <sup>21</sup> 。(PEUC・延長給付がともに支給対象となる者の場合は、最初にPEUCが支給され、その後延長給付が支給される。) ●給付水準: 州ごとに異なる。週当たり給付額の算定方法として、大きく分けて以下の4種類が用いられている。また、週当たり給付額の最低額と最高額が定められている。 ①算定期間中最も高い賃金を得た四半期の賃金(High-Quarter Wages: HOW)に基づき算定。 ②複数の四半期の賃金平均に基づいて算定。 ③算定期間の総賃金額に基づいて算定。 ④算定期間の平均週賃金に基づいて算定。 一部の州では扶養者がいる場合増額される。全米の平均給付額は週368.97ドル(2019年)。 ●待期期間: 州により異なるが0~1週間。						
財源		●各州の失業保険税: 3州を除き、事業主のみに課される。各州の失業保険税率は州ごとに異なり、かつ、雇用者給付実績、レイオフ実績等に応じて事業所ごとに異なる。また、課税対象となる賃金の上限は各州により異なる(年7,000~52,700ドル、2020年)。州失業保険税の全米平均税率は、課税対象賃金の1.78%、賃金総額の0.45%(2020年、推計値)である。 ●連邦失業税: 事業主のみに課される。各暦年における年間賃金のうち7,000ドルを超えない部分の6.0%。ただし、州の失業保険税を期日までに納めている場合には原則として(適用される州の失業保険税率に関わらず)5.4%が控除されるため、通常は0.6%となる。①失業保険に関する連邦・州政府の事務費、②ワグナー・ペイザー法(Wagner-Peyser Act)に基づく公共職業紹介サービス及び退役軍人向け職業紹介・訓練等の運営費、③延長給付(extended benefits)の連邦負担(給付額の50%)、④州の失業保険基金が枯渇した場合の貸出、の財源として用いられている。						
	公費負担	特別法による給付期間の延長がされる場合(例えばPEUCの給付)などは連邦政府が負担している。						
	受給者数	5,125,334人 (2019年中に失業保険の初回の給付を受けた者)						
実績	支給総額	254億9,577万ドル (2019年)						
	基金残高等	各州により基金が積み立てられている。基金純残高の各州計:756億1,401万ドル(2019年末)。						

<sup>■20) 2014</sup>年1月以降、2002年貿易調整支援改革法(Trade Adjustment Assistance Reform Act of 2002)の規定に基づき支給されていたが、2015年6月に成立した2015年貿易特惠制度延長法(Trade Preferences Extension Act of 2015)により、2014年1月に遡って2011年貿易調整支援延長法の規定が適用されるとされた。

<sup>■21) 2020</sup>年3月に成立した新型コロナウイルス支援・救済・経済保障法 (CARES Act) では13週間、2020年末までとなっていた。2020年12月 に成立した2021年統合予算法により延長された。



#### 表1-1-5 貿易調整支援(TAA)の内容

集団認定されるための要件	以下のいずれかの要件を満たす場合。  ① 外国からの輸入の増加又は外国への製造・サービスの提供の移転による生産活動又は売上の低下により仕事を失った、製造業・サービス業で働いていた労働者の集団。  ② 勤務していた企業が、米国国際貿易委員会(International Trade Commission) <sup>22</sup> により貿易で損害を受けたと認定された労働者の集団。			
個別認定要件	集団認定の対象集団に属しており、認定対象期間(通常集団認定の申請日の1年前の日以降、認定日から2年後の日までとされる)内に失業した者で、原則として失業日前52週間のうち26週間以上対象となる企業で働き、週30ドル以上の賃金を受け取っており、かつ失業保険の受給資格を有すること。			
貿易再調整手当(TRA)	フルタイムの職業訓練を受ける場合、最大で130週(ただし最後の13週は、訓練の成果が良好で修了に必要な場合 み認められる)。認定後あるいはレイオフ後26週以内に訓練を開始する必要がある。 支給額は各州における失業保険給付額と同額。			
訓練を受けなくても貿易再調整 手当の受給が可能になる理由	① 健康上の事由により訓練を受けられないか修了できない場合         ② 訓練が存在しない場合         ③ 入学時期の関係ですぐに訓練に参加できない場合			
求職費用23	経費の90%(最大1,250ドル)を上限として州の裁量により支払われる。			
引越費用 <sup>24</sup>	経費の90%及び一時金として最大1,250ドルを上限として州の裁量により支払われる。			
再雇用貿易調整支援(RTAA)	フルタイムで勤めている者で年収が50,000ドル未満の50歳以上の者に対し、解雇前の年収と現在の年収の差額の50%を最大10,000ドル給付。 貿易調整支援の訓練が受講可。			
医療保険税額控除 (HCTC) <sup>25</sup>	内国歳入庁が認定した医療保険に加入している場合、受給者及びその家族の医療保険料の72.5%を連邦政府が補助 <sup>26</sup> 。			

資料出所:連邦労働省公表資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

する集団に属する個人がTAAの対象に該当するかどう かの個別認定で、ワンストップ・センターが行う。

# (7) 職業能力開発

# イ 概要

各州及び地域が主に担っている。その中心には労働力 開発委員会(WDB)があり、地域に密着した職業訓練 政策の策定や管理、運営を行っている。

# ロ 労働力革新・機会法プログラムによる職業能力開発

# (1) 概要

ワンストップ・センターを通して、各地域レベルで創設された労働力開発委員会(WDB)が実施する。対象者のニーズに沿った就職や進学のための各種支援に対して、連邦政府から財政支援が行われる。プログラムとして、成人向け、非自発的離職者(dislocated worker)向け、若年者向けプログラムを提供することが義務づけられている<sup>27</sup>。2014年7月に成立した労働力革新・機会法では、現状に則した統合的な職業紹介・教育・訓練

表 1-1-6 労働力革新・機会法プログラムの参加者数

				(人)
	2015年7月~ 2016年6月	2016年7月~ 2017年6月	2017年7月~ 2018年6月	2018年7月~ 2019年6月
成人向け	1,039,029	1,108,201	781,174	640,822
非自発的離職者向け	510,146	467,508	469,601	413,948
若年者向け	156,264	150,394	148,492	154,120

資料出所:連邦労働省資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

注1 事業年度は7月から翌年6月となっている。

注2 2015年7月から2016年6月の数値は労働力投資法に基づき、スタッフによる対面サービスを受けた者の数。

<sup>■22)</sup> 米国国際貿易委員会は、貿易に関する調査機関で、準司法的(quasi-judicial)連邦機関であり、ダンピングや知的財産権の侵害等を伴う輸入行為が米国内産業に与える影響の調査分析を行っている。不公正な貿易を是正するため、必要に応じて、通関を禁止する排除命令や販売を中止する停止命令の決定等を行っている。調査結果・決定・提言は、大統領、通商代表部(USTR)及び議会に提供される。なお、近年においては、裁判所における訴訟と比べ、手続の迅速性や侵害物品に対する強力な排除命令があることから、特に最先端技術において企業間の知的財産紛争の解決手段として用いられることも多くなっている。

<sup>■23)</sup> 通勤可能区域外での求職活動に要する費用を支給するもの。

<sup>■24)</sup> 通勤可能区域外での再就職に要する費用を支給するもの。

<sup>■25)</sup> 医療保険税額控除は年金給付保証公社 (Pension Benefit Guaranty Corporation: PBGC、企業年金において、年金給付のための資産がない場合や企業が破産に至ったなど困窮した場合に、給付内容を一定額まで保証している)から年金を受給している55歳以上の者及びその家族も対象となっている。

<sup>■26) 2021</sup>年12月までの措置。

<sup>■27) 1998</sup>年労働力投資法により、1998年以降義務付け。現在の根拠法は労働力革新・機会法である。

支援サービスへの見直しや、各州・各地域に柔軟性を与 えること、重複するプログラムの廃止などが行われた。

# (ロ) 制度の対象者

非自発的離職者向けプログラム (Dislocated Worker Program) は、工場の閉鎖や経済環境の変化等に よって失業した者であり、元の職種で就職できる見通し がなく、失業保険の受給資格があるか、失業保険給付を 使い果たした者を対象としている。成人向けプログラム (Adult Program) は18歳以上の成人で、米国で合法 的に就労できる者を対象とする。若年者向けプログラム (Youth Program) については2(3) 口を参照。

# (ハ) 管理運営機関

連邦政府の権限は、予算配分など狭い範囲に限定され ている。実際の就職支援や職業訓練計画の策定などは、 州に設置されたWDBに委ねられており、州のWDBの 方針に従って、各地域のWDBが運営を行い、各地域の 実情に応じて詳細を決めている。

公的な職業能力開発専門の施設はなく、職業能力開発 を必要とする者は、ワンストップ・センターへ赴き、そ こで相談の上、必要な場合には職業訓練実施者を紹介さ れる。職業訓練実施者として、大学、カレッジ、コミュ ニティー・カレッジ<sup>28</sup>、民間の自動車学校、コンピュー 夕学校などがある。

# (二) 実施内容

職業訓練においては、バウチャー制度の一種である個 人訓練勘定 (ITA: Individual Training Account) が 導入されている。対象者はワンストップ・センターの ケースマネージャーと相談して、受講する職業訓練の種 類と訓練プロバイダを選択する。

ITAを受給するためには以下の要件をすべて満たす必 要がある。

● ワンストップ・センターにより、以下のすべてに該

当すると判断された者。

- ▶ キャリアサービスでは経済的に自立した、あるい は従前の職と同等又はより高い給与の職に就くこ と又はその職を維持することができない。
- ▶ 経済的に自立した、あるいは従前の職と同等又は より高い給与の職に就くこと又はその職を維持す るためには訓練を必要とする。
- ▶ 訓練を受けるために必要な技能・資格を有する。
- 当該地区又は転居希望地区における雇用機会に直結 した訓練サービスを選択した者。
- 訓練費用を他の資金源からの無償援助<sup>29</sup>によって得 られないか、無償援助に加えて労働力革新・機会法 に基づく援助が必要である者。

現在就労している者への訓練の提供やOJTの実施に 対し、連邦政府からの助成金の利用(成人向け・非自発 的離職者向け助成金の20%を上限とする)が可能とさ れている。現在就業している労働者の訓練費用に対する 連邦助成金の割合は、プログラム参加者や、訓練と労働 者・企業の競争力向上の関連性、訓練を受ける労働者の 数、賃金、昇進のチャンスなどにより各地域で任意に定 めることができる $^{30}$ 。

# ハ 養成訓練制度 (Apprenticeship)

OJTとそれに関連した職場外での教育を組み合わせ た教育訓練を行うことにより、専門職労働者及び熟練工 を養成することを目指す養成訓練 (Apprenticeship) 制度で、登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship)とトランプ政権下で設けられた産業承認養成訓 練制度 (Industry-Recognized Apprenticeship)31 と がある。両制度とも、①対象者は16歳以上(危険職種 では18歳以上)かつ各養成プログラムでの要件を満た した者とされていること、②事業主・労働組合あるいは 使用者団体が共同で実施すること、③訓練生は参加して いる間雇用される形となり賃金収入を得られること、は 共通している。

英 玉

Ε П

<sup>■28)</sup> コミュニティー・カレッジとは、州及び地域により設立・運営されている2年制の高等教育機関で、日本でいう短大に相当する。米国の職業能力 開発に大きな役割を果たしている。

<sup>■29)</sup> 州の訓練補助金、貿易調整支援、ベル奨学金(所得が低い世帯の者に対する返済不要の奨学金制度で連邦教育省により管理・運営されている)な

<sup>■30)</sup> 企業の最低限の負担割合として、10%(労働者数が50人未満の企業)から50%(労働者数が100人以上の企業)が定められている。企業の負 担割合には訓練期間中企業が労働者に支払っている賃金を含むとされている。

<sup>■31)5(2)</sup>も参照。



#### 表 1-1-7 養成訓練制度の比較

登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship) 産業承認養成訓練制度(Industry-Recognized Apprenticeship)

- 連邦政府又は州政府が一定の基準を定めプログラムの登録を行う。
- 全ての業種を対象とする。
- 訓練期間中、技能取得の状況に応じて訓練生の賃金は上がることとされている。
- 原則として、最低2,000時間または1年間の訓練期間が必要で、 うち144時間は座学の訓練とされている。
- 訓練生1人に対し、経験のある労働者1人が原則として配置されることとされている。
- プログラムは労働力革新・機会法プログラムに基づく訓練とみなされ、職場外での教育やOJTの費用について同法に基づく助成金を受けることができる。
- 修了者には連邦労働省または州により、全米で通用する資格証明書となる修了証明書が授与される。
- 連邦労働省や州政府ではなく、政府から適格認定 (favorable determination) を受けた第三者機関により基準が定められる。

(人)

- 建設業は対象とされない。
- 訓練期間中、技能取得の状況に応じて訓練生の賃金は上がること は必要とされていない。
- 最低訓練期間の定めはない。
- 経験のある労働者の最低配置基準は設けられていない。
- 自動的に労働力革新・機会法プログラムに基づく訓練とは見なされない。
- 修了者には業界団体から資格証明書が授与される。

表 1-1-8 登録養成訓練制度の参加者数及び修了者数

					(人)		
年度	2014年10月~ 2015年9月	2015年10月~ 2016年9月	2016年10月~ 2017年9月	2017年10月~ 2018年9月	2018年10月~ 2019年9月		
参加者数	352,159	410,370	444,306	486,591	523,598		
新規参加者数	142,090	151,264	142,848	179,170	189,962		
修了者数	41,206	38,250	51,958	59,664	67,845		
然以山产,生也是以为然的大量,原本是我的人工中与国际部门,不是							

資料出所:連邦労働省資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

注:海軍、沿岸警備隊、海兵隊で提供されている訓練は除く。

# 二 州独自の失業者に対する職業能力開発

失業保険給付は州が基本的な制度設計をしている(2(6)参照)。州によっては、解雇され新たな職業に就くに当たり職業訓練が必要であると認められた者等に対し、失業保険の給付期間を延長している。延長期間は州により異なるが、概ね26週程度である。また、失業保険受給資格のある者で、自営業者として開業を希望する者に対し、自営業開業支援として失業保険支給額相当分の現金給付に加えて、必要な訓練や事業計画の策定などの開業支援を行っている州がある。

# (8) 外国人労働者対策

#### イ 制度の概要

外国人労働者受入制度は、一定の資格要件(専門技術保持者が優先される)を満たした雇用関係移民及び非移民(短期就労者等)に大別できる。入国・滞在と就労については、ビザ(visa)システムにより一元管理を行っており、受入れ可能な外国人の資格要件をビザの種類で区分した上で、一定の類型のビザ発給については労働長官が労働市場への影響を判定し、要件審査を行っている。

なお、移民ビザについては2020年4月から、非移民 ビザのうち専門的・技術的分野(H-1B)ビザや農業以 外の一時的季節的労働者(H-2B)ビザなどについては 同6月から、入国を一時停止する措置が2021年3月末 まで実施されている。

# □ 受入れが許可される範囲及び許可要件(又は審査基 進)

# (イ) 移民ビザ (グリーンカード)

雇用関係の移民ビザは、以下の a ~ e の順で優先順位が設けられている。一会計年度に発給されるビザの件数には人数枠(2020会計年度(2019年10月から2020年9月)においては156,253人)が設けられており、この優先順位によりビザが割り当てられる仕組みとなっている。

## a 卓越技能者

科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野において卓越した能力を有する者、国内外で高く評価されている者、当該分野でトップに位置する、例えば、ノーベル 賞のような国際的に広く認知されているような賞を受賞した者。

# b 知的労働者

科学、芸術の分野において特出した能力を有し、専門 性の高い部類に属する者、ビジネスの分野では、米国の

# [欧米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(米国)]

国家経済に貢献しうる能力を持っている者、米国の文化、教育、福祉の分野での貢献が期待できる能力を持つ者。ビザの申請をする者は、国土安全保障長官が免除した場合などを除き、雇用証明を受けることが必要。米国内の使用者となる者からの採用の申出が必要で、使用者となる者が国土安全保障省のBCIS(市民権・移民サービス局)へビザ申請を行う。

# c 専門職、熟練労働者

少なくとも2年の熟練経験を有する労働者や、大学卒以上の学位を有している者、経験が2年未満で未熟練(unskilled)な労働者であっても、米国内で確保が困難な分野の職務を遂行することができる労働者。bと同様、使用者となる者が本人に代わり申請し、原則として雇用証明を受けなければならない。

# d 特別移民

宗教関係労働者で、米国内で非営利の宗教団体に所属 しており、少なくとも2年の経験を有している者。

- e 投資家
  - 一定要件を満たした投資家。
- (ロ) 非移民ビザ
- a 専門的・技術的分野 (H-1Bビザ)

対象者は、科学、薬学、医学・衛生、教育、生物工学、ビジネスなど特殊技能を要する職業に学士以上の学位をもって従事する者。

年間受入枠が設定されており(65,000人。ただし、 米国で修士以上の学位を得た者については、別途 20,000人の枠がある。)、使用者は外国人労働者の賃 金、労働条件等について労働条件申請書(Labor Condition Application)を連邦労働省に提出し、許可を得 る必要がある。これは、国内労働者の労働条件を悪化させないことを保障するために行われる限定的なもので、後述するH-2A、H-2Bビザのように国内労働者に対する求人を試みることまでは求められていない。

- b 専門的·技術的分野以外
- (a) 農業の一時的季節的労働者(H-2Aビザ) 国内労働者に対する求人を試みるなどの労働市場テス

国内労働者に対する求人を試みるなどの労働市場テスト<sup>32</sup>が必要である。

(b) 農業以外の一時的季節的労働者(H-2Bビザ) 労働市場テストが必要である。また、受入れ枠として 年間66,000人が設定されている。

# (9) 雇用における平等の確保33

主な雇用差別禁止法としては、以下のイから二がある。

# イ 1964年公民権法 (The Civil Rights Act of 1964) 第7編

州際通商(interstate commerce)<sup>34</sup> に影響を与える 産業に従事し、当年又は前年において20週以上の各労 働日に15人以上を使用する使用者(employer)<sup>35</sup> が、 人種、皮膚の色、宗教、性、又は出身国を理由として、 個人を雇用しないこと又は雇用を拒否すること、個人を 解雇すること、又はその他の形で、雇用における報酬、 条件、権利について個人を差別することを禁止してい る<sup>36</sup>。また、個人の雇用機会を奪うことや、その他被用 者としての地位に不利な影響を与えるような方法で、使 用者又は求職者を、制限、隔離又は分類することも禁止 している。

上記「性を理由として」には、「妊娠、出産又はこれらに関連する健康状態」を理由とする場合も含むことなどが定められている<sup>37</sup>。

<sup>■32)</sup> 労働市場テストとは、就労目的の外国人を受け入れる場合に、国内労働市場では求人が充足できないことを確認することをいう。国内労働市場で 求人が充足できない場合にのみ、当該外国人を受け入れることができる。

<sup>■33)</sup> 詳しくは中窪裕也「アメリカ労働法 [第2版]」、弘文堂(2010) を参照のこと。

<sup>■34)</sup> 州際通商は、連邦規則集において、「米国における貿易、交通、運輸において①ある州の地点と、この地点が属する州の外にある別の地点(米国外の地点を含む)間のもの、②同一州の地点間のもので他の州あるいは国外を通るもの、③同一州の地点間のもので他の州あるいは国外の地点が起点又は終点であるもの」と定義されている(49 CFR 390.5)。1938年公正労働基準法における州際通商の具体的な範囲については連邦規則集において定められている(26 CFR 776など)。

<sup>■35)</sup> 第7編第701条 (a)。

<sup>■36)</sup> 第7編第703条 (a)。

<sup>■37) 1978</sup>年の妊娠差別禁止法 (The Pregnancy Discrimination Act of 1978) により、公民権法に追加されたもので、公民権法第7編第701条 (k) で規定されている。

# □ 1963年同一賃金法(The Equal Pay Act of 1963)

同じ事業所内で「その遂行のために同一の技能、努力 及び責任を要し、かつ同様の労働条件の下で行われる職 務」における同一労働に対して、性別に基づいて労働者 に同一でない賃金を支払うことを違法としている。

性別に基づく差別は公民権法の禁止対象ともなってい る。両者の違いとして、公民権法は同一賃金法と比べ、 賃金以外に採用・昇進・解雇における差別が禁止され、 より包括的な内容となっている一方、同一賃金法は対象 となる使用者の範囲が広いことや雇用機会均等委員会 (Equal Employment Opportunity Commission: EEOC)38への申立が不要で救済手続において利便性が 高い、という利点がある。

# ハ 1967年雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination Act of 1967)

使用者が40歳以上の労働者に対し、年齢を理由とす る差別を行うことを禁止している。

# ニ 1990年障害を持つ米国人法

使用者が、障害に関する一定要件を満たす者に対し、 障害を理由とする一切の雇用上の差別を禁止している。

# 

# (1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

民間非農業部門の週当たり名目賃金の上昇率は、 2020年は5.2%、うち生産及び非管理部門労働者は 5.8%であった。低賃金労働者が職を失った割合が相対 的に高かったことが賃金上昇率に寄与したことが指摘さ れている。

2019年の労働災害発生件数は約110.8万件となっ た。死亡件数は増加傾向にあり、5,333件となった。

#### (2) 最低賃金制度

# イ 概要

連邦政府の立法権限の範囲は憲法第1条第8節により 制限されており、1938年公正労働基準法(Fair Labor Standards Act of 1938: FLSA) は、憲法で認められ た州際通商に関する規定を用いて制定されている。州際

表 1-1-9 賃金、消費者物価上昇率及び労働時間の推移

					(%	、時間、ドル)
年	2015	2016	2017	2018	2019	2020
消費者物価上昇率	0.1	1.3	2.1	2.4	1.8	1.2
週当たり労働時間(民間非農業)	34.5	34.4	34.4	34.5	34.4	34.6
うち生産及び非管理部門労働者	33.7	33.6	33.7	33.8	33.6	33.9
週当たり所定外労働時間 (製造業、生産及び非管理部門労働者)	4.3	4.3	4.3	4.6	4.3	3.7
週当たり賃金(民間非農業)	864.07	881.09	906.19	936.37	963.09	1,013.33
同上昇率	2.3	2.0	2.8	3.3	2.9	5.2
うち生産及び非管理部門労働者	708.70	723.20	742.48	766.99	790.67	836.30
同上昇率	2.0	2.0	2.7	3.3	3.1	5.8

注:2020年の労働時間及び賃金の統計は速報値。 資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

表 1-1-10 労働災害の件数

						(件)
年	2014	2015	2016	2017	2018	2019
労働災害発生件数	1,157,410	1,153,490	1,122,960	1,109,270	1,133,670	1,108,300
うち民間部門	916,440	902,160	892,270	882,730	900,380	888,220
労働災害死亡件数	4,821	4,836	5,190	5,147	5,250	5,333

注:労働災害発生件数は休業期間を伴うもので、死亡した案件を除く。

資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS)"Census of Fatal Occupational Injuries"、

"Nonfatal Occupational Injuries and Illnesses Requiring Days Away From Work"

<sup>■38)</sup> 人種、宗教、性別などのあらゆる雇用差別を防止するための行政活動をする米政府内の独立機関。

なお、2014年2月に署名された大統領令13658号 により、連邦政府契約事業者に対する最低賃金が設けら れている。(詳細は八を参照)

# 口 連邦一般制度

# (イ) 最低賃金額

用される。

時給7.25ドル(2009年7月24日施行)と定められ ている。最低賃金は1938年公正労働基準法の改正によ り改定される。

サービス業で一定額以上(月30ドル以上)のチップ を受ける労働者の場合、チップの額と賃金の合計が時給 7.25ドル以上かつ賃金としては時給2.13ドル以上を支 払わなければならない。

20歳未満で雇用された労働者の最低賃金は、当初90 日間は時給4.25ドルとなる。ただし、他の労働者に置 き換える形で20歳未満の労働者を採用した場合にはこ の特例は適用されない。

障害者(障害により稼得能力が低下している場合に限 る)を雇い入れる場合、フルタイムの学生を雇い入れる 場合、職業訓練を行う高校生を受け入れる場合には、連 邦労働省賃金時間部 (Wage and Hour Division) から 認可を得て通常と異なる最低賃金の適用を受けることが できる。

# (口) 適用対象

企業適用 (Enterprise Coverage) 及び個人適用 (Individual Coverage) があり、企業適用の対象となる企 業で働く労働者及び個人適用の対象となる労働者が適用 対象となる。

# a 企業適用

2人以上の労働者がいて、以下のいずれかに該当する 法人。

・年間の売上が50万ドル以上の法人

・病院、入居者に医療及び介護を提供する法人、学校及 びプレスクール (preschool)、政府機関

# b 個人適用

州際通商(外国との通商を含む)に従事する労働者及 び州際通商のための財の生産に従事する労働者が対象と なる。適用対象は広く捉えられており、州外に送られる 手紙を作成する秘書、州外の者に定期的に電話をかける 者、州際取引の記録を管理する者、業務上の都合で州外 に出張する者、州外に出荷する商品を生産する建物で管 理・用務を行う者はすべて対象となる。

このほか、年間1.700ドル以上の賃金を得た、ある いは週8時間以上働いた家内労働者も対象となる。

#### (ハ) 適用を受けない労働者

(ロ) に関わらず、ホワイトカラー・エグゼンプション (※)の対象となる者、一定条件を満たす季節営業の娯 楽施設で働く者、外国籍の船の船員、漁業従事者、新聞 配達員、小規模農園で働く農業労働者、臨時(casual) のベビーシッター、高齢者等の付添人には適用されな L10

# ※ ホワイトカラー・エグゼンプション

管理職、専門職等については、最低賃金及び割増 賃金の規定の適用を受けない39。

「管理職エグゼンプション」、「運営職エグゼンプ ション」、「専門職エグゼンプション」、「コンピュー タ・技術者エグゼンプション」及び「外商エグゼン プション」の5類型がある。これらに共通する主たる 要件は次のとおりである。なお、2020年1月から俸 給・年間賃金総額の基準が一部見直されている。

- ① ブルーカラー労働者でないこと。
- ② 「俸給基準」により週当たり684ドル(2020年 1月以降)以上の賃金支払がなされていること(た だし、これは外商エグゼンプションの要件とはなっ ていない)。俸給基準とは、実際に労働した日数や 時間にかかわらず、あらかじめ定められた金額を 支払うことをいう。コンピュータ・技術者エグゼ

<sup>■39) 1938</sup>年公正労働基準法Sec. 13 (a) (1) 及び (17)。割増賃金及び実労働時間に関する規定については3 (3) を参照のこと。

ンプションで時給契約の場合は、時給27.63ドル 以上の賃金が支払われていること。

### イ 管理職工グゼンプション (Executive Exemption)

次の3つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額 107,432ドル(2020年1月以降)以上の者は、①~ ③の要件のいずれかを満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、当該被用者が雇用されている企 業・慣習的に認識された部署若しくはその下位部 門の管理であること
- ② 習慣的かつ定期的 (customarily and regularly) に、2人以上のフルタイム被用者相当の労働を指揮 管理していること
- ③ 被用者を採用若しくは解雇する権限を有する、 又は他の被用者の採用若しくは解雇、及び昇級、 昇進その他処遇上のあらゆる変更に関して、その 者の提案及び勧告に対し特別な比重が与えられて いること

# ロ 運営職工グゼンプション(Administrative Exemptions)

次の2つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額 107,432ドル(2020年1月以降)以上の者は、①又 は②の要件のいずれかを満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、使用者や顧客の管理・事業運営 全般に直接関わる、オフィス業務又は非肉体的労 働であること
- ② 主たる職務が、重要な事項に関する自由裁量及 び独立した判断の行使を含むものであること

# ハ 専門職エグゼンプション (Professional Exemption)

学識専門職エグゼンプション(法律、薬学、神学、 会計、工学、物理学、化学、生物学等の専門的な教 育を受ける必要があると見なされる職種に適用)、創 造業務エグゼンプション(知的創造が必要であると 見なされる職種に適用)がある。

# ニ コンピュータ・技術者エグゼンプション(Computer Employee Exemption)

コンピュータ・システムアナリスト、プログラ マー、ソフトウェア・エンジニア等のコンピュータ 関係の高度技能労働者。

# ホ 外商エグゼンプション (Outside Sales Exemption)

主な仕事が販売などの営業であり、習慣的(customarily)かつ定期的(regularly)に事業所の所在 地とは離れた場所で従事している者。

# ハ 連邦政府契約事業者

2014年2月にオバマ元大統領により署名された大統 領令13658号に基づく制度である。

連邦政府各機関が、2015年1月以降、対象となる契 約事業者と新たな契約<sup>40</sup>(更新を含む)を締結する場 合、契約金額支払いの条件として、①労働者に対して連 邦政府契約事業者に課せられる最低賃金額を支払うこ と、②契約事業者は下請事業者との契約に同旨を盛り込 むこと、とした契約条項が盛り込まれることとされた。 連邦政府契約事業者に課せられる最低賃金額の推移は表 1-1-11 のとおり。毎年物価スライドが行われる。

表 1-1-11 連邦政府契約事業者に課せられる最低賃金 (時給、ドル)

	2017	2018	2019	2020	2021
最低賃金	10.20	10.35	10.60	10.80	10.95
うちチップを 受ける労働者	6.80	7.25	7.40	7.55	7.65

(資料出所) 連邦労働省

注1: いずれも1月1日から実施されている。

注2: チップを受ける労働者とは、サービス業で一定額以上(月30ドル 以上)のチップを受ける労働者のことである。なお、チップと最 低賃金の合計額は通常の労働者の最低賃金額以上でなければなら ない。

<sup>■40)</sup> デービス・ベーコン法 (Davis-Bacon Act) の対象とならない2,000ドル未満の建設に関する契約や、サービス契約法 (Service Contract Act) の対象とならない電気・ガス・水道等の供給等は対象外。また、2018年5月にトランプ大統領が署名した大統領令13838号により、国有 地で提供される季節的娯楽サービス(seasonal recreation service)は対象外とされた。(ただし宿泊・飲食業は国有地で提供される季節的娯楽 サービスであっても引き続き対象とされている。)

# [欧米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(米国)]

# 二 州制度

2021年1月現在、29州及びワシントンD.C.で連邦 法よりも高い水準の最低賃金が定められている $^{41}$  (表 1-1-12参照)。18州では物価スライドにより毎年最低 賃金を改定している。一方連邦法の適用を受けない労働 者について、ジョージアとワイオミングの2州では連邦 法より低い水準の最低賃金が定められており、5州(す べて南部)では全く定められていない。

表 1-1-12 連邦最低賃金を上回る州最低賃金の一覧 (時給、ドル、2021年1月)

		20214173)
	最低賃金額	
アラスカ	10.34	,
アリゾナ	12.15	物価スライドを実施(2021年~)。
アーカンソー	11.00	
カリフォルニア	14.00	
コロラド	12.32	物価スライドを実施 (2021年~)。
コネチカット	12.00	
デラウェア	9.25	
ワシントンD.C.	15.00	
フロリダ	8.65	物価スライドを実施。
ハワイ	10.10	
イリノイ	11.00	
メーン	12.15	物価スライドを実施。
メリーランド	11.75	
マサチューセッツ	13.50	
ミシガン	9.65	
ミネソタ	10.08	物価スライドを実施。
ミズーリ	10.30	
モンタナ	8.75	物価スライドを実施。
ネブラスカ	9.00	
ネバダ	9.00	事業主が医療保険を提供し、労働者 が加入している場合8.00ドル。
ニュージャージー	12.00	
ニューメキシコ	10.50	
ニューヨーク	12.50	ニューヨーク市は15.00ドル、 ニューヨーク近郊3郡は14.00ドル。
オハイオ	8.80	物価スライドを実施。
オレゴン	12.00	ポートランド都市圏は13.25ドル、 農村部は11.50ドル。
ロードアイランド	11.50	
サウスダコタ	9.45	物価スライドを実施。
バーモント	11.75	5%を超えない範囲で物価スライドを実施。
ワシントン	13.69	物価スライドを実施。
ウエストバージニア	8.75	

(資料出所) 連邦労働省、National Conference of State Legislatures の資料を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

注:ミネソタ州など一部の州では、年間売上高が一定額未満の場合、ま たカリフォルニア州など一部の州では、雇用規模が一定人数以下の 場合、より低額の最低賃金が適用される。

# (3) 労働時間制度

# イ 概要

1938年公正労働基準法は、週法定労働時間、割増賃 金等を定めているが、労働時間の上限、休息、休日、年 次有給休暇、深夜労働について規定する連邦法は存在し ない。一部の州では休日、一部産業での労働時間などに 制限を課している。

# 口 連邦制度

# (イ) 法定労働時間

法定労働時間は週40時間とされている。

#### (口) 時間外労働

使用者は、週40時間を超える労働に対して、50%の 割増賃金を支払わなければならない。なお、連邦法上、 時間外労働に係る上限規制はない。

# (ハ) 弾力的労働時間制度

労働協約によって26週単位及び52週単位の変形労 働時間制を定めることが認められている。

# (二) 適用対象

最低賃金の適用対象となる者。ただし、鉄道・航空業 に雇用される者や運送業者の労働者で特別法の対象とな る者<sup>42</sup>、タクシー運転手、米国船籍の船員、住み込みで 働く家内労働者、映画館で働く労働者、農業労働者など は最低賃金のみが適用対象となっており、労働時間は連 邦法の適用対象外である。

# ハ州制度

過半数の州で公正労働基準法と同様、週40時間を法 定労働時間としている。アラスカ、カリフォルニアの各 州では連邦法の週40時間に加え、1日当たりの法定労 働時間が1日8時間と定められている。

# (4) 労働安全衛生施策

労働安全衛生を定める法律として、1970年労働安全 衛 生 法 (Occupational Safety and Health Act of 1970) が制定されており、労働者の安全確保を事業主

<sup>■41)</sup> このほか、自治領であるヴァージン諸島、グアムでは連邦最低賃金より高い領内最低賃金が設定されている。

<sup>■42)</sup> 例えば事業用車両の運転手の場合、連邦規則集において労働時間の規定が定められている。(49 USC 31502)

# 

名称		労災保険制度					
根拠法		各州法					
運営主体		州により異なる。州(ワシントン州など)、州又は州政府により認可された民間保険のいずれか(カリフォルニア州など)、民間保険(ニュージャージー州など)がある。事業主自らが自家保険により州法で定められた給付を行うことが2州を除いて認められている。					
被保険者資格		労働者一般(公務員含む)。農業労働者、家庭内労働者、小規模事業主などの場合適用の対象とならない。なお、テキサス州においては労災保険制度に加入することが義務づけられていない。					
給付の種類・ 給付内容	医療給付	全ての州で必要と見なされる限り給付される。					
	一時的な 労働不能給付	多くの州で収入の66.6%が支給される。待期期間は州により3~7日で、労働不能状態が一定の期間(州り5日~6週間)継続した場合に、遡及して支払われる。2割の州では何らかの形で被扶養者に対する支行われている。最大支給額は州により異なる。8割の州で給付額の物価スライドが行われている。					
	永久的な 労働不能給付	多くの州で障害状態にある期間、収入の66.6%が障害年金として支給される。一部の州では常時付き添い要の場合、付加給付が支給される。なお、一部障害の場合は就業能力の喪失度合いにより減額される。養者に対する支給がほとんどの州で行われており、8割程度の州は障害状態にある期間又は一生涯支払れ(残りの州では104~500週の給付期間の上限が設けられている)。					
	遺族	寡婦 (夫) に対し亡くなった者の所得の35~70%が支払われる。扶養する子供がいる場合には同60~80%給される。					
	その他	8割の州制度においては、各州における賃金の伸びに応じて、上記給付額が増加する。(賃金スライド制)					
財源	保険料	ワシントン州など一部の州で本人負担があるほかは、事業主のみの負担(保険料)である。一般的には保険料は事業の内容や労働災害発生状況に応じて決められる。2017年における平均保険料率は1.25%。					
	公費負担	なし。					
実績	受給者数	不明。					
	支給総額	不明。					
	基金残高等	保険の運営元により異なる。					

に対して包括的に義務づけている。連邦労働省労働安全 衛生局 (Occupational Safety and Health Administration) が安全衛生基準の制定及び監督を行っている。 労働安全衛生に関し、州政府が合衆国政府の要求するレ ベルよりも高いレベルの包括的な計画(State Plan) を用意して労働長官の承認を得た場合には、各州政府が 監督を行うこととされている。

# (5) 労災保険制度

各州法によって定められている。連邦法では連邦政府 職員、港湾労働者及び炭鉱労働者のじん肺による労災補 償に関する制度は定められているが、例えば失業保険制 度などのように、連邦法により一般労働者に対する労災 保険制度のガイドラインが定められているわけではな

受給するために必要な加入期間は、職業性疾病を除け ば特に定められていない。なお、例外的な場合を除き、 通勤途中での事故は労災補償の給付対象外である。

#### (6) 解雇規制

# イ 個人的理由に基づく解雇(普通解雇)

コモン・ロー(判例法)上の「随意雇用の原則(employment at will)」により、期間の定めのない雇用契 約においては、事業主はいついかなる理由によっても労 働者を解雇することができる。特にその旨の合意がない 限り、事前の予告も要求されない。

ただし、連邦法や州法により、一定の理由については 解雇が禁止されている。禁止されている代表的な解雇理 由としては、

- ・人種・皮膚の色、宗教、性43及び出身国を理由とする 解雇(1964年公民権法第7編)
- ・年齢を理由とする解雇(1967年雇用における年齢差 別禁止法)44
- ・労働組合加入や組合活動を理由とする解雇(全国労働 関係法 (National Labor Relations Act))
- ・事業主の不法行為を当局に通報した場合の解雇(サー ベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act) 及び 各州法)

などがある。

<sup>■43)</sup> 妊娠、出産又はこれらに関連する健康状態であることを理由とする場合を含む。

<sup>■44)</sup>強制的な定年退職制度は、1967年雇用における年齢差別禁止法第12条(c)(1)で定められている例外(上層の管理職を退職前に2年間勤めた 65歳以上の者で、年間44.000ドル以上の退職年金等を受け取れる者)を除き違法である。

玉

# [欧米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(米国)]

# ロ 経済的理由に基づく解雇(整理解雇)

随意雇用の原則により、事業主は労働者を経営上の必 要に応じて自由に人員整理を行うことができる。通常 は、雇用関係を完全に断絶してしまう解雇 (discharge; termination) ではなく、雇用契約を終了するが、後に リコール (recall) することが予定されているレイオフ (layoff)<sup>45</sup> を用いることが一般的である。レイオフには 最初から期限付きでリコールされる日が決まっている場 合もあれば、無期限のレイオフがなされた後、リコール されずに雇用関係が回復しない場合もある。

一定の要件に該当する大規模な事業所閉鎖やレイオフ を予定する事業主は、労働者調整・再訓練予告法 (Worker Adjustment and Retraining Notification Act: WARN Act) 46 に基づき、事前にその旨を労働者 又は労働者代表に通知しなければならない。

事前通知を義務付けられるのは、100人以上のフル タイム<sup>47</sup>労働者を雇用する事業主、又はパートタイム<sup>48</sup> 労働者を含めて100人以上の労働者を週当たりの総計 で (時間外労働を除き) 4,000 時間以上雇用する事業主 である。

事前通知が必要となるのは、

- ① 50人以上のフルタイム労働者が雇用を喪失する事 業所閉鎖 (plant closing) (事業所閉鎖には永久的閉 鎖のほか、一時的閉鎖を含む)
- ② フルタイム労働者の3分の1以上でかつ50人以上 が雇用を喪失するレイオフ
- ③ 500人以上が30日間にわたって雇用を喪失するレ イオフ

である。

事前通知は、レイオフ等の実施予定日の60日以上前 に行わなければならない。ただし、使用者が予測不能の 状況の変化によりレイオフを実施する場合等はこの限り ではない。

労働者調整・再訓練予告法の規定に反し、事前通知が ない状態でレイオフ等が行われた場合、労働者は民事訴 訟を提起して、予告の不足日数の賃金及び諸給付を請求 することができる。

#### (7) 出産休暇、育児休暇制度及び児童税額控除

#### イ 出産休暇制度及び育児休暇制度

家族及び医療休暇法 (The Family and Medical Leave Act: FMLA) では、出産、育児、家族の看護・ 介護や本人の療養を理由として、12か月で最大12週間 の無給休暇<sup>49</sup>が取得できる。育児を理由とする休暇は出 産又は縁組から12か月以内とされている。ただし、子 の健康が深刻な状況にある場合にはこの限りではない。

適用対象となる労働者には一定の制限がある。対象と なる労働者は①使用者に12か月以上雇用されており、 ②過去12か月間の労働時間が1.250時間以上、である 労働者とされているが、以下の者は対象外とされてい る。

- 連邦政府職員であり、別の連邦法が適用されること により同種の措置が適用されている者
- 労働者の職場から75マイル(約120キロメートル) の範囲内で、労働者が働く企業の従業員数が50人 未満の場合

労働時間の短縮も可能とされており、12週間の労働 時間分の時間、休暇を取得することができる。また州に よっては、州法により労働者の対象を独自に広げている 場合もある。

連邦レベルでは休業給付に関する規定は特にない<sup>50</sup> が、連邦職員に対しては12週間の育児、養子縁組又は 里親手配に係る有給休暇の付与が法定され、2020年 10月から適用されている。また、新型コロナウイルス 感染拡大に伴い、感染対策のため閉鎖している学校・保 育施設に通う労働者本人の子の世話をする場合に有給休

<sup>■45)</sup> 再び同じ職に戻る場合があるというその性格から一時解雇などとも呼ばれる。

<sup>■46)</sup>労働者調整・再訓練予告法は、大規模な事業所閉鎖やレイオフが、それにより職を失う労働者及び地域社会に与える悪影響に鑑みて1988年に制 定された。

<sup>■47)</sup> 労働者調整・再訓練予告法におけるフルタイム労働者とは、労働時間が週20時間以上かつ過去1年間の勤務期間が6か月以上である労働者のこ とをいう。

<sup>■48)</sup> 労働者調整・再訓練予告法におけるパートタイム労働者とは、労働時間が週20時間未満又は過去1年間の勤務期間が6か月未満である労働者の ことをいう。

<sup>■49)</sup> 重傷・病気となった現役軍人の配偶者・子・親の場合26週間。

<sup>■50)</sup> ただし、事業主が年収72,000ドル以下の労働者に対して、家族及び医療休暇の期間中、通常の50%以上の賃金を支払っている場合、支払った 賃金額の最大25%を追加で税額控除することが認められている(内国歳入法第45S条、2025年末までの時限措置)。



暇の付与を行う措置が2020年末までの期間限定で行わ れていた(5(1)参照)。なお、連邦レベルでの休業給 付の導入に向けた議論が行われているものの、2020年 12月現在実現の目途は立っていない。

州レベルにおいては休業期間中、州が運営する保険か ら労働者に対し、賃金の一定割合の額の給付を行う制度 が6州<sup>51</sup>及びワシントンD.C.で運営されており、3州<sup>52</sup> で導入予定となっている53。

# □ 児童税額控除 (Child Tax Credit)

17歳未満の子がいる者に対し、子1人当たり2.000 ドル (総所得40万ドル (夫婦合算申告 (Married filing jointly)<sup>54</sup> の場合。以下同じ。) 以上の場合減額あり) の税額控除が認められている。控除額が所得税額を上回 る場合には、付加的児童税額控除(Additional Child Tax Credit) として、勤労所得のうち2.500ドルを上 回った部分の15%か1,400ドルのいずれか少ない額ま で給付が行われる。

# 4 労使関係施策・

# (1) 労使関係法の概要

1935年に制定された全国労働関係法(National Labor Relations Act: NLRA) があり、全国労働関係局 (National Labor Relations Board: NLRB) が所掌し ている。全国労働関係法では、団結する権利、労働団体 を結成・加入・支援する権利、団体交渉を行う権利が定 められている一方で、これらの行動を行わない権利につ いても明記されている<sup>55</sup>。

同法では、交渉単位(bargaining unit)における労 働者の多数決により、単位内の労働者全員を代表する排 他的交渉代表を選ぶことができるとされている。使用者 が排他的交渉代表との団体交渉を拒否することは、不当 労働行為とみなされるとともに、排他的交渉代表が使用 者との団体交渉を拒否することは労働団体の不当労働行 為とみなされる。

排他的交渉代表の選出は、一般的には、排他的交渉代 表となることを希望する労働組合等が、交渉単位内労働 者の30%以上の支持がある証拠(署名)をNLRBに提 出し、①必要な調査②当事者間の合意又はヒアリングを 経た上で、NLRBが選挙命令を出し、投票の日時・交渉 単位等を決定する。労使の選挙運動を経た上で、投票日 にNLRBの監督の下、労働者による無記名秘密投票が 行われ、投票の結果、過半数の支持を集めた組合が排他 的交渉代表としてNLRBの認証を受ける。なお、選挙 による選出のほか、労働者の過半数による署名を経て、 使用者が任意に交渉代表を承認する方法もあるが、実際 には稀とされる。

排他的交渉代表は、組合員であることを雇用の条件と する、ユニオン・ショップ協定を結ぶことができる。た だし協定による解雇の対象は、定期組合費、入会金の不 払を理由として、組合により加入拒否・除名された場合 に限るとされており、その他の理由、例えばスト指令違 反などの場合には、協定による解雇の対象とはならな い。このためユニオン・ショップ協定は、実質的には労 働者に対し、組合への加入ではなく組合費相当額の支払 を求めているといわれている56。全国労働関係法では、 ユニオン・ショップ協定は、州法あるいは州憲法で締 結・適用を禁止することができるとされている。これら の州法あるいは州憲法は「労働権法」(right-to-work law)と呼ばれ、南部・中西部を中心に27州で設けら れている。実質的には非組合員が入会金・定期組合費相 当額の支払を求められないことの保障となっている。

# (2) 労使団体

# イ 労働組合員数及び組織率

労働組合の組織率は世界的にみて低い水準であり、 2019年の労働組合組織率は10.3%となっている。組 織率は州別に見ると大きな開きがあり、最も高い州(ハ ワイ州、23.5%) と最も低い州 (サウスカロライナ州、 2.2%)では20ポイント以上の開きがある。北東部及び

<sup>■51)</sup> カリフォルニア、ニュージャージー、ニューヨーク、ロードアイランド、ワシントン、マサチューセッツの各州。

<sup>■52) 2022</sup>年からコネチカット州で、2023年からオレゴン州で、2024年からコロラド州で給付が開始される予定。

<sup>■53)</sup> これとは別に、複数の州とワシントンD.C.においては本人の療養を理由とする有給病気休暇を与えることを事業主に課している。

<sup>■54)</sup> 内国歳入庁への所得税申告において、夫婦が所得を合算したうえで申告を行う方式のことをいう。

<sup>■55)</sup> ユニオン・ショップ協定は団結活動への参加を拒否する「消極的権利」の例外とされている。

<sup>■56)</sup> なお、2018年7月に連邦最高裁は公的機関の労働組合が、非組合員から組合費を徴収できない、との判断を示している。

西部で高く、南部では低い傾向が見られる。

表 1-1-14 労働組合組織率

					(=	-人、%)	
	2018			2019			
年	被用者 数計	組合員数	組織率	被用者 数計	組合員数	組織率	
計	140,099	14,744	10.5	141,737	14,574	10.3	
男女別							
男性	72,632	8,082	11.1	73,349	7,950	10.8	
女性	67,467	6,662	9.9	68,388	6,624	9.7	
産業別							
民間部門	118,968	7,578	6.4	120,714	7,508	6.2	
公的部門	21,131	7,167	33.9	21,023	7,066	33.6	

資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

# 口 労働者団体

主なナショナルセンターには、米国労働総同盟産別会 議 (American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations: AFL-CIO) と、勝利のた めの変革 (Change to Win Federation: CtW) がある。

# ハ 使用者団体

全国組織は、労使関係に大きな影響を及ぼすというよ りも、もっぱら議会に対するロビー活動が主な活動と なっている。これは、団体交渉が主に企業若しくは地域 レベルで行われているためである。主要組織として、全 米商工会議所(U.S. Chamber of Commerce)がある。

# (3) 労働争議の発生件数等

2019年の労働争議(参加人数1,000人以上)は、 GMでストライキが行われたこともあり、争議件数は 2001年以来、労働損失日数は2004年以来の高水準と なった。

表 1-1-15 労働争議件数等の推移

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019				
争議件数	11	12	15	7	20	25				
参加人員	34.3	47.3	99.4	25.3	485.2	425.5				
労働損失日数	200.2	740.0	1,543.4	439.8	2,815.4	3,244.3				

資料出所:連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

注:1,000人未満の労働争議を除く。

# 

# (1) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた措置

新型コロナウイルス感染拡大を受け、有給病気休暇・ 育児休暇の臨時付与が2020年3月18日に成立した家 族第一コロナウイルス対策法(Families First Coronavirus Response Act)、以下FFCRAという。) におい て、失業給付の拡大や要件緩和、中小企業の雇用維持支 援等がFFCRA及び3月27日に成立したコロナウイル ス支援・救済・経済保障法 (Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security (CARES) Act、以下CARES Actという。) において行われた。

# イ 有給病気休暇・育児休暇の付与

「緊急有給病気休暇」(Emergency Paid Sick Leave) と「家族及び医療休暇の緊急拡大」(Emergency Family and Medical Leave Expansion) に分かれる。いず れも2020年4月1日から実施、2020年12月末までの 時限措置で、対象は①労働者数500人未満を雇用する 民間事業主、②公的セクター、で働く労働者とされてい た<sup>57</sup>。なお、事業主が休暇中に労働者に支払った金額は 2021年3月まで税額控除により連邦政府から補填され ている。

# (イ) 緊急有給病気休暇

以下の6つの理由のいずれかに該当する労働者は2週 間(最大80時間)の有給休暇を取得する権利がある。

- ① COVID-19に伴う連邦・州・地方政府の隔離・自 宅待機命令の対象者である場合
- ② COVID-19に関連し医療機関から自主隔離をする よう労働者本人が求められた場合
- ③ 労働者本人にCOVID-19の症状が出ており、診断 を待っている場合
- ④ COVID-19に伴う連邦・州・地方政府の隔離・自 宅待機命令の対象者及び医療機関から自主隔離をす るよう求められた者の世話をする場合
- ⑤ COVID-19の感染対策のため閉鎖している学校・ 保育施設に通う労働者本人の子の世話をする場合
- ⑥ 連邦保健福祉省が指定する類似の状況にある場合

<sup>■57)</sup> ただし、労働者数50人未満を雇用する事業主であって、労働者が(イ)⑤または(ロ)に基づき休暇を取得することを希望する場合で、休暇を認 めることにより事業継続が困難となる場合には、規定に従わなくても良いこととされていた。

休暇中支払われるべき金額は、①から③に該当する場 合は賃金の100%(日額511ドルを上限とする)、④か ら⑥に該当する場合には賃金の3分の2(日額200ドル を上限とする)とされている。また、事業主提供医療保 険に継続して加入していることが必要である。

# (ロ) 家族及び医療休暇の緊急拡大

COVID-19の感染対策のため閉鎖している学校・保 育施設に通う労働者本人の子の世話をする場合で、勤続 期間が30日以上の労働者は、12週間の休暇(うち当初 2週間は無給、その後10週間は有給。)が取得できる。 従来の家族及び医療休暇法に基づく休暇に有給休暇とな る事由を時限措置として追加されたもので、(イ)の緊急 有給病気休暇と合わせて用いることで実質12週間の有 給休暇が取得できる。休暇期間中のうち3週間目以降は 賃金の3分の2(日額200ドルを上限とする)が支払わ れ、事業主提供医療保険に継続して加入していることが 必要であることが定められている。

# ロ 失業給付の特例措置

(イ) パンデミック失業支援 (Pandemic Unemployment Assistance: PUA)

自営業者やギグワーカーなど、通常の失業給付の対象 とならない者(受給要件を満たしていない者を含む)を 対象とする制度で、1月27日以降の失業に対し、2021 年3月14日までの期間限定で実施されている。働く能 力があるが、COVID-19に関連する理由により失業ま たは働くことができない場合、通常得ていた収入額に応 じた額が最大で50週間給付されている<sup>58</sup>。

## (ロ) パンデミック緊急失業補償 (PEUC)

失業給付の通常給付を使い果たした者を対象に24週 間の追加給付を行う措置で、2021年3月14日までの 期間限定で実施されている。(2(6)イも参照。)

(ハ) 連邦パンデミック失業補償 (Federal Pandemic Unemployment Compensation: FPUC)

失業給付(通常給付に限らず、延長給付、PUA、 PEUC、貿易再調整手当 (TRA)、時間短縮補償<sup>59</sup>など 連邦法で定められた失業給付を広く対象とする)の受給 者に対し、給付額を上乗せする措置。当初はCARES Actの規定に基づき2020年7月末まで週600ドルが給 付されていた。また、2021年1月2日から3月14日 については2021年統合予算法の規定に基づき週300 ドルが給付されている。

## (二) 州政府への支援措置

失業保険を運営する州政府に対して延長給付の連邦政 府の負担率引き上げ(50%→100%)などの財政的な 支援が行われている。

# ハ 給与保護プログラム (Paycheck Protection Program)

原則として労働者数500人以下の中小企業を対象と して、最大1,000万ドル(または合計給与の月額平均 の250%)までの借り入れが可能となる。借入日から 24週間<sup>60</sup>若しくは2020年12月31日のいずれか早い 日までの期間に支出した従業員の給与、賃料等に充てた 場合は、当該部分について返済免除される(融資額の 60%以上を人件費に充てた場合は、全額返済免除)。た だし、雇用維持等の規模によっては免除額が減額され

2021年統合予算法では、労働者数300人以下で上記 融資を既に使用し、2020年のいずれかの四半期の総収 入が2019年の同時期と比較して25%以上減少してい る中小企業に対し、2回目の借り入れとして、最大200 万ドル(または合計給与の月額平均の250%)の借り入 れを可能としている。

二 雇用維持税額控除(Employee Retention Credit) 新型コロナウイルスの感染拡大による営業の停止や売

<sup>■58)</sup> 給付額については自営業者も対象となる災害時失業支援(Disaster Unemployment Assistance: DUA)と同様とされている。(具体的な算出方 法は連邦規則集20 CFR 625.6を参照。) なお、CARES Actでは最大39週間、2020年末までとされていたが、2020年12月に成立した2021 年統合予算法により延長された。

<sup>■59)</sup> 延長給付、TRA、時間短縮補償については2(6) を参照。

<sup>■60) 2020</sup>年6月5日より前に融資を受けた場合8週間とすることもできた。

国

# [欧米地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(米国)]

上が対前年同期比で50%以上減額した企業に対し、 2020年3月13日から2021年6月30日までの支払い 給与(従業員1人当たり最大10.000ドル)の50%を 税額控除するもの。ただし、給与保護プログラムとは併 用できない。

# (2) 産業承認養成訓練制度の創設

養成訓練制度の拡充に向けたタスクフォース<sup>61</sup>が 2018年5月に大統領に提出した最終報告書(2017年 6月の養成訓練制度の拡充に関する大統領令第13801 号に基づく)では、新たな養成訓練プログラムの形態と して、産業承認養成訓練制度の創設を提言している。こ の提言を踏まえ、連邦労働省は2018年7月、養成訓練 制度の新たな形態として産業承認養成訓練制度を設ける 通達を出した。2020年3月には必要な事項を定めた規 則が公布され、2020年5月から第三者機関の適格認定 が開始されている。制度の詳細については、2(7)ハ を参照。

# (3) バイデン新政権のコロナ経済対策案

就任前の2021年1月14日に、バイデン次期大統領 により1.9兆ドル相当のコロナ経済対策案が公表され た。労働分野に関連する事項は以下のとおり。

- 緊急有給病気休暇・家族及び医療休暇の緊急拡大 (5(1) イ参照) について、対象者などを以下の通 り拡大した上で、2021年9月末まで実施する。
  - ▶ 対象となる労働者を全ての民間事業主で働く労 働者に拡大する。
  - ▶ 家族及び医療休暇の緊急拡大の期間を14週間以 上に延長する。
  - ▶ 労働者数500人未満の事業主が休暇中に労働者 に支払った金額の補填率を100%に引き上げる。
- 失業給付に関する特例措置(5(1)口参照)を以 下のとおり拡大した上で2021年9月末まで延長す
  - ▶ 連邦パンデミック失業補償の額を週400ドルに

引き上げる。

- 連邦最低賃金を時給15ドルに引き上げる。
- 児童税額控除を1年限りの措置として1人当たり 3,000ドル(6歳未満は3,600ドル)に拡大し、 17歳の子も対象とする。また子がいない労働者に 対する勤労所得税額控除62の控除額を拡張する。

2020年の選挙の結果、民主党は上院の議席数を伸ば したものの、法案通過に実質必要な60議席を確保して いないこともあり<sup>63</sup>、上記対策が実施される見通しは たっていない。

## (資料出所)

- ●連邦労働省 http://www.dol.gov/
- ●連邦労働省労働統計局 http://www.bls.gov/
- ●内国歳入庁 http://www.irs.gov/
- ●米国市民権・移民業務局 http://www.uscis.gov/portal/site/uscis
- National Conference of State Legislatures http://www.ncsl.org/
- ●米 国 社 会 保 障 庁 "Social Security Programs Throughout the World: The Americas, 2017"
- ●中窪裕也「アメリカ労働法[第2版]」、弘文堂(2010)

<sup>■61)</sup> 労働長官の下、企業 CEO、労働組合代表者等により構成される。

<sup>■62)</sup> Earned Income Tax Credit。勤労所得があり、かつ所得が一定額未満の者に対し税額控除を行う。控除額が所得税額を上回る場合、つまり所得 税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナスの額が算出される場合に、そのマイナス分について税の還付(実際には給付)が行われる。

<sup>■63)</sup>上院議員には無制限の討論が認められており、これを利用した「議事妨害」(filibuster)を行うことで法案の成立阻止を行うことができる。「議 事妨害」を中止させる動議には60票以上の賛成票が必要であるため、一般的な法案成立には実質60票の賛成が必要とみなされている。